

援中の九聯幹部が引揚げたる結果關志を失ひ之亦所轄行橋署長に調停を依頼するに至つた。  
かくて行橋署長は同月十七日午後五時双方代表を招致し調停案を示したる處何等の異議なく承認解決せり。

十三、解 決 條 件

- 1、一般昇給の關係あり已に考慮中のものなるに付責任を以て善處すること
- 2、過重労働とならざる様善處すること
- 3、會社側は要求を容認すること
- 4、誠意を以て逐次善處すること
- 5、イ、破損の賃銀は之を認むること  
ロ、但し機械法の單價は要求の容認に伴ひ收入を減ぜざるの方針に於て改訂すること

- ハ、積戻袋は常備にて整理すること
- 6、罷業者側は要求を撤回すること
- 7、已に研究中の事項なるを以て五月末日迄に誠意を以て善處すること
- 8、罷業者側は要求を撤回すること
- 9、實施すること
- 10、イ、罷業者側は要求を撤回すること  
ロ、金一封（千七百圓）を支給すること